

●日本組織培養学会会則

第1章 名称

第1条 本会は、日本組織培養学会 (The Japanese Tissue Culture Association) と称する。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、組織・細胞培養学およびその応用技術の進歩発達に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、本会の目的を達成するためにつぎのような事業を行う。

1. 年1回総会を開く。その他必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 年1回大会を開催し、学術上の研究成果の発表および知見の交換を行う。
3. 必要と認められた定期刊行物を発行し、会員に配布する。
4. 学術研究の助成、顕彰、研究者の養成のための資金の支給を行う。
5. 培養技術の標準化とその普及のための教育・研修を行う。
6. 国内および諸外国の関係学術団体および国際団体との連絡ならびに協力をはかる。
7. その他、本会の目的達成のために、必要と認めた事業を行う。

第3章 会員資格等

第4条 本会の会員は、正会員、学生会員、名誉会員、賛助会員とする。

1. 正会員および学生会員は、組織培養およびその関連領域の研究または業務等に従事する個人で、本会の目的に賛同し、定められた会費を納める者とする。
2. 学生会員は、大学の学部、大学院およびそれに準ずる教育機関に学生として在籍し、その証を提出した者とする。
3. 名誉会員は、本会の育成、運営、組織培養の進歩に著しい功績のあった正会員から、幹事会の議決を経て選出され、記念品を贈呈する。名誉会員は会費を納めることを要しない。
4. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、定められた賛助会費1口以上を納める個人または団体とする。

第5条 本会の正会員および学生会員は、特別な事由により一時的に会員としての活動を継続できない場合に、休会を申請することができる。休会の取り扱いについては細則に定める。

第6条 名誉会員以外の会員は、所定の退会届を郵送にて本会会費事務局に提出の後、幹事会の受理決定後に退会することができる。

第7条 会員は次に挙げる何れかに該当するに至ったときは、幹事会の承認ののち会員の資格を喪失する場合がある。

1. 会費の納入が継続して5年以上なされなかったとき。
2. 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき。

第8条 会員が次に挙げる何れかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. 本会の会則その他の規定に違反したとき。
2. 本会の名誉を棄損し、または目的に反する行為を行ったとき。
3. その他正当な事由があるとき。

前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該評議員会の1週間前までに当該会員に通知し、当該評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

第4章 執行役員

- 第9条 本会は次の執行役員をおく。
会長1名、幹事8名、会計監査2名
- 第10条 会長および幹事は、細則の定めるところにより、正会員の中から正会員および学生会員の投票により選出される。
会長の任期は4年とする。幹事の定数は8名とし、任期は4年とする。
- 第11条 幹事会は会長および幹事によって構成され、会務を運営する。
- 第12条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。特に対外活動に関して責任を負う。
- 第13条 会長はその職務の補佐のため、正会員の中から庶務1名、会計1名を指名することができる。任期は4年とし、重任は妨げない。
- 第14条 会計監査は、会長が幹事を除く正会員の中より委嘱する。任期は1年とし重任は妨げない。
- 第15条 幹事会は、大会会長を決定し、委嘱する。
- 第16条 幹事会は、本会に必要と認める専門委員会をおくことができる。
- 第17条 専門委員会委員長（または委員長の指名する委員）は幹事会に出席して議事に参画する。但し、議決権は持たない。

第5章 評議員

- 第18条 本会に評議員をおく。
- 第19条 評議員は、細則の定めるところにより、正会員の中から幹事会により選出される。評議員の任期は4年とする。重任を妨げない。
- 第20条 評議員は本会の中核として活動を担い、会長、幹事会に対し、必要な提言を行う。

第6章 会計

- 第21条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第22条 本会に要する経費は、別にこれを徴収することができる。
- 第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日よりはじまり、翌年3月31日をもって終る。

第7章 会議

- 第24条 総会、評議員会、幹事会は会長が招集する。これらの会議の議事は、出席者の過半数の賛成を得て決定し、可否同数の時は、議長がこれを決定する。

第8章 会則変更

- 第25条 本会会則の制定変更は、総会の議決を経る必要がある。

附 則

1. 本会の入会金は 1,000円、会費は年額、正会員6,000円、学生会員3,000円、賛助会員1口30,000円とする。
2. 本会則は平成29年7月1日施行する。

●日本組織培養学会細則

第1章 会 員

- 第1条 本会に正会員および学生会員として入会を希望する者は、学会ホームページにて提供する
手続によって申し込みを行う。
- 第2条 入会希望者は、上記手続の後、本部事務局の審査を受け、入会金および年会費の入金の後、会
員登録が完了する。
- 第3条 正会員および学生会員は、国内外留学等 により一時的に所属先から離れる場合、自然災害等
により一時的に学会活動の履行が困難な場合、休会を申請することができる。休会は幹事会の議
決をもって承認され、休会中は会費を納入することは要せず、執行役員の選挙権は有しない。
会員通信並びに学会誌等の送付は停止され、大会に参加する場合は非会員扱いとされる。休会
期間は最長 5年とし、5年以内に復会手続きが無い場合は会員 資格を喪失する。なお復会す
る場合は入 会金の支払いを要しない。

第2章 総 会

- 第4条 総会では、本会の事業計画、収支決算が審議される。また、本会の役員人事に関する報告が行
われる。なお総会は、行政機関等の規制、指針、要請に基づいて集会の開催が制限される場合、
会長が必要と認めかつ幹事の賛同を得た場合には、書面（電子メール利用を含む）のみにより
開催することができる。

第3章 執行役員を選出

- 第5条 執行役員を選出は次のとおり行う。
1. 会長は、幹事の中から2名の選挙管理委員を委託する。選挙管理委員は、選挙事務を行う。
 2. 会長の投票は、正会員が無記名、郵送によって行う。
 3. 会長の再選は禁止する。幹事会は、会長候補を推薦することができる。
 4. 幹事の投票は8名連記、無記名、郵送によって行う。
 5. 幹事は任期後の4年間、幹事の被選挙権を有しないものとする。
 6. 選挙の結果、得票が同数の場合には年少者を会長あるいは幹事当選者とする。
 7. 選挙の結果、会長に選出された者は幹事候補から除外する。

第4章 幹事会

- 第6条 幹事会は年1回以上、会長が必要と認めた時、または幹事の3分の2以上が開催を要求した時、
開催する。また、幹事会は、会長が必要と認めた時かつ幹事全員の賛同を得た場合には、書面
（電子メール利用を含む）のみにより開催することができる。

第5章 評議員の選出

- 第7条 評議員の選出は次のとおり行う。
1. 会長、幹事は、その任期中、評議員となる。
 2. 新しい会長及び幹事の選出を経て最初に開催される幹事会において、会長の推薦及び幹事会
の議決によって新評議員が選出される。
 3. 前項にて選出されていない評議員候補者は、会長あるいは評議員2名の連名によって、幹事
会に推薦される。

4. 評議員は、幹事会の議決によって選出される。

第6章 評議員会

第8条 評議員会は、学会活動に関する事項全般を審議する。

第9条 評議員会は、会長が必要と認めた時、または評議員の3分の1以上が要求した時、開催される。

第7章 表彰

第10条 本会に日本組織培養学会奨励賞を設ける。

第11条 日本組織培養学会奨励賞の選考および授与にかかる詳細な規定は別に定める。

第12条 本会に日本組織培養学会 English Presentation Award (EPA) を設ける。

第13条 日本組織培養学会 English Presentation Award (EPA) の選考および授与に関わる詳細な規定は別に定める。

第14条 本会に日本組織培養学会学術賞を設ける。

第15条 日本組織培養学会学術賞の選考および授与にかかる詳細な規定は別に定める。

第16条 本会に日本組織培養学会功労賞を設ける。

第17条 日本組織培養学会功労賞の選考および授与にかかる詳細な規定は別に定める。

第8章 細胞培養士

第18条 本会に細胞培養士養成コースを設ける。

第19条 細胞培養士養成コースにかかる詳細な規定は別に定める。

第20条 細胞培養士養成コース修了者は、認定試験を経て本会が細胞培養士として認定する。

第21条 細胞培養士の認定にかかる詳細な規定は別に定める。

第22条 細胞培養士養成コースの指導は、細胞培養指導士が行う。

第23条 細胞培養指導士の委嘱にかかる詳細な規定は別に定める。

第9章 事務局

第24条 本会の事務局は、〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町53 京都大学 iPS 細胞研究所 基盤技術研究部門内とする。

第25条 入会金および会費の送付先はレタープレス株式会社とする。

第10章 細則の変更

第26条 細則の変更は、幹事会の議決による。

第27条 本細則は、令和3年3月6日施行する。